

第 21 栄養改善対策

1. 事業の概要

(1) 事業目的

県民の栄養改善対策を強化する目的から、県や市町村等の健康づくりに関わる職員の資質向上を図るための各種講習会、給食施設や飲食店等、食に携わる者への指導及び研修等を行う。

(2) 群馬県高齢者保健福祉計画又はぐんま元気・活躍高齢者プランにおける位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県高齢者保健福祉計画	1 地域包括ケアシステムの深化・推進 ・食生活改善推進
ぐんま元気・活躍高齢者プラン	—
根拠法令等	健康増進法、栄養士法

(3) 所管部課・実施機関

①所管部課：健康福祉部保健予防課

②実施機関：—

(4) 事業計画

①非常勤嘱託栄養士報酬等 当初予算 8,186 千円

②保健栄養指導整備 当初予算 1,048 千円

③関係団体補助 当初予算 2,086 千円

④国民健康・栄養調査の実施 当初予算 2,373 千円

(5) 事業内容

①嘱託栄養士を該当保健福祉事務所に配置し、健康増進対策を推進する。

②行政栄養士等の研修を実施し、各種研修会に行政栄養士を派遣する。

③群馬県食生活改善推進員連絡協議会の運営費等に対し補助を行う。

④毎年、国民健康・栄養調査を実施する。

(6) 国、市町村との関係

①財源（令和元年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
2,373(14%)	5,201(31%)	—	9,368(55%)	16,942(100%)

- ②その他
特になし

(7) 予算と決算

①予算と決算の推移

(単位：千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成 29 年度	21,953	17,278	4,675	
平成 30 年度	19,235	17,047	2,188	
令和元年度	16,942	14,341	2,601	

②令和元年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
報酬	6,318	・嘱託栄養士報償費
共済費	1,113	・嘱託栄養士共済費
報償費	1,139	・嘱託栄養士賞与 ・研修会講師報償費 ・県民健康・栄養調査委員報償費
旅費	604	・研修会講師、委員旅費 ・中央研修会派遣旅費 ・各保健福祉事務所における実施事業(給食施設巡回指導、栄養改善業務推進会議)旅費
需用費	876	・研修会講師昼食代、お茶代 ・書籍代 ・コピー用紙、プリンタートナー代 ・各保健福祉事務所における実施事業(給食施設巡回指導、栄養改善業務推進会議)事務費
役務費	273	・国民健康・栄養調査器具代、事務用品代 ・栄養士免許はがき代 ・切手代
委託料	1,826	・国民健康・栄養調査健診業務、血液検査業務委託料

		<ul style="list-style-type: none"> ・給食台帳システム保守委託料 ・食環境整備事業委託料
使用料及び賃借料	60	・研修会、説明会等会場使用料
負担金補助及び交付金	2,132	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体補助 ・研修会受講負担金
合計	14,341	

(8) 成果指標と達成状況

①成果指標

なし

②達成状況

—

2. 監査結果（指摘又は意見）

特になし

第 22 食育推進

1. 事業の概要

(1) 事業目的

あらゆる世代の県民が、ライフステージや生活シーンに応じた食育活動に主体的に参加・実践するための環境の整備や、地域におけるネットワーク体制を充実し、県民の健康寿命延伸につながる食育の推進を目指す。

(2) 群馬県高齢者保健福祉計画又はぐんま元気・活躍高齢者プランにおける位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県高齢者保健福祉計画	—
ぐんま元気・活躍高齢者プラン	1. 高齢者が活躍しやすい社会 ・市町村食育推進体制整備（高齢者の食育支援のための研修会の開催）
根拠法令等	食育基本法

(3) 所管部課・実施機関

①所管部課：健康福祉部保健予防課

②実施機関：—

(4) 事業計画

①食育推進体制整備 1,609 千円

- ・市町村や地域の食育推進体制の整備を支援する。
- ・群馬県食育推進計画（第4次）を策定する。

②食育推進事業 2,532 千円

- ・ライフステージの視点を取り入れ、社会資源（食育応援企業や食育推進リーダー）の活用、人材の育成等により地域力を活かした食育を推進する。
- ・若い世代に対する食育支援事業や、地域食文化の普及・継承事業のほか、食育教材の利用促進により、県民への食育の普及を図る。

(5) 事業内容

食育推進事業としては、食育推進体制整備と（狭義の）食育推進事業があるが、（狭義の）食育推進事業には、高齢者福祉に関する事業はない。また、食育推進体制整備事業は、25の施策から成り立っているが、このうち高齢者施策は、基本施策12の「元気な高齢者のための食育」のみである。そのため、当該事象に絞って検討する。

高齢者の食育支援のための研修会とは、年1回、市町村で高齢者の食育を担当している職員向けに開催しているものである。

(6) 国、市町村との関係

①財源（令和元年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
327(20%)	—	—	1,282(80%)	1,609(100%)

②その他

該当なし

(7) 予算と決算

①予算と決算の推移

（単位：千円）

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成29年度	761	512	249	決算額のうち、高齢者施策38千円
平成30年度	746	646	100	決算額のうち、高齢者施策63千円
令和元年度	1,609	447	1,162	決算額のうち、高齢者施策42千円 (注)

(注)：予算計上時は、第3次群馬県食育推進計画を令和元年度末までとしており、第4次群馬県食育推進計画を策定予定であったが、国の第4次食育推進基本計画を基本として第4次食育推進計画を策定するため、国の第3次食育推進基本計画の終期に合わせて第3次食育推進計画の計画期間を1年延長した。このため、実績では、第4次群馬県食育推進計画策定のための費用が減少している。また、補助金を希望する団体が実際には少なかったことから、補助金の予算より減少した。

②令和元年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	令和元年度 決算額	主な内容
報償費	157	講師謝金等
旅費	94	講師費弁旅費等
需用費	171	講師昼食代、研修会消耗品等
役務費	25	切手代等通信費
合計	447	

(8) 成果指標と達成状況

①成果指標

年に1度、市町村の高齢者の食育担当者向けに研修会を実施する。

②達成状況

令和元年7月9日に実施した。

2. 監査結果（指摘又は意見）

特になし

第 23 福祉のまちづくり推進

1. 事業の概要

(1) 事業目的

子どもからお年寄りまで、障害の有無や国籍に関わりなく、誰もがいきいきと心豊かに日常生活を送り、様々な活動に参加できる社会の実現を目指す。

(2) 群馬県高齢者保健福祉計画又はぐんま元気・活躍高齢者プランにおける位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県高齢者保健福祉計画	4 多様な福祉・介護サービス基盤の整備 ・人にやさしい福祉のまちづくり条例の推進 ・思いやり駐車場利用証制度の推進
ぐんま元気・活躍高齢者プラン	1 高齢者が活躍しやすい社会 ・福祉のまちづくり推進
根拠法令等	人にやさしい福祉のまちづくり条例

(3) 所管部課・実施機関

①所管部課：健康福祉部障害政策課

②実施機関：－

(4) 事業計画

①福祉のまちづくり推進

- ・人にやさしい福祉のまちづくりの普及啓発
- ・特定生活関連施設の届出審査、検査

②バリアフリー駐車場適正利用促進

- ・思いやり駐車場利用証制度の普及啓発
- ・思いやり駐車場利用証の作成及び交付

(5) 事業内容

①福祉のまちづくり推進（決算額：183 千円）

わが国では、平成 6 年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（以下「ハートビル法」という。）が制定され、また、平成 12 年には、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（以下「交通バリアフリー法」という。）が制定された。更に、平成 18 年には、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合し、新たに「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー新法」とい

う。)が交付され、施行された。

他の都道府県における福祉のまちづくり条例(いわゆるバリアフリー条例)は、上記のバリアフリー新法を受けて制定されている場合が多いが、群馬県ではバリアフリーからすべての人を対象としたユニバーサルデザインの考え方を取り入れて、平成15年に「人にやさしい福祉のまちづくり条例」が制定された。

人にやさしい福祉のまちづくり条例では、人にやさしい福祉のまちづくりに関する施策(平成15年4月1日施行)とだれもが利用しやすい施設等の整備(平成16年4月1日施行)から構成されている。

人にやさしい福祉のまちづくりに関する施策では、

- ・人にやさしい福祉のまちづくりに関する県民及び事業者の活動支援
- ・県民及び事業者の理解促進
- ・地域福祉の推進
- ・施設等の整備促進

の4点が、基本方針として策定し、公表されている。

また、だれもが利用しやすい施設等の整備では、

- ・病院、デパート、旅館などの生活関連施設
- ・鉄道やバスなどの公共輸送車両等
- ・信号機や公衆電話所などの公共工作物
- ・住宅
- ・病院の診療科目、診療時間の案内や鉄道などの運行状況案内など

の施設等を、だれもが安全かつ快適に利用できるよう整備することとされている。

この整備に関して、整備の対象となる施設等のうち、生活関連施設を新築する場合には、具体的な整備基準に適合するよう努めなければならない、既存の施設については、整備基準に適合するよう努めることとされている。また、生活関連施設のうち、一定の面積を超えた施設(特定生活関連施設)を新築または増改築する場合には、整備基準に適合しているかどうかの届出が必要となり、適合状況によっては、指導・助言の対象となる。

県では、福祉のまちづくり推進として、人にやさしい福祉のまちづくりの普及啓発と特定生活関連施設の届出審査、検査を業務として実施している。普及啓発活動では、市町村と会議を実施し、条例の概要説明等を行っている。また、特定生活関連施設の増改築があった際に審査を実施しているが、届出は義務であるが、達成は努力義務となっており、適合施設はなかなか増加しないのが実情である。

②バリアフリー駐車場適正利用促進（決算額：634千円）

人にやさしい福祉のまちづくり条例第13条の2において、車いす使用者用駐車施設の適正利用の推進について定めている。条例では、「県は、県民及び事業者と協力し、高齢者、障害者等のうち、車いすの使用者その他の歩行が困難な者が、これらの者のために設置された駐車施設（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）を円滑に利用することができるよう、利用基準の設定その他の必要な措置を講じ、車いす使用者用駐車施設の適正な利用の推進を図るものとする。」と規定されている。

これを受けて、「思いやり駐車場利用証制度実施要綱」が制定され、平成21年8月に施行された。県は、思いやり駐車場を利用できる者の範囲を定め、その対象者が思いやり駐車場を利用できることを示す思いやり駐車場利用証を交付し、施設管理者は、思いやり駐車場の適正な管理に努めるものとされている。

また、この制度は、より広範囲で実施する方が利用者の利便性が高まることから、平成24年4月1日より、同様の制度を実施している他の府県や市町村での利用も開始した。令和2年4月1日より富山県との相互利用が開始された結果、令和2年12月1日現在、全国39府県1市の間で利用証の相互利用が可能となっている。

具体的な事業は、思いやり駐車場制度の普及啓発と思いやり駐車場利用証の作成及び交付であるが、平成21年にこの制度が開始され、既にほとんどの大規模駐車場には導入済みであり、普及啓蒙活動は一定の役割を終えたものと考えられる。しかし、思いやり駐車場利用証の作成及び交付は、新たに必要となった人への利用証の作成及び交付や新規施設の登録は、今後も必要な業務である。

(6) 国、市町村との関係

①財源（令和元年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
－	－	－	898(100%)	898(100%)

②その他

特になし

(7) 予算と決算

①予算と決算の推移

(単位:千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成 29 年度	946	754	192	
平成 30 年度	946	946	—	
令和元年度	898	818	80	

②令和元年度決算額の主な内訳

(単位:千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
需用費	818	印刷費
合計	818	

(8) 成果指標と達成状況

①成果指標

- ア 福祉のまちづくり推進
適合証の交付数
- イ バリアフリー駐車場適正利用促進
思いやり駐車場利用証制度の協力施設数

②達成状況

- ア 福祉のまちづくり推進
目標…令和2年度末までに120件
現状…令和元年度末111件(平成30年度3件、令和元年度7件)
新築・増改築の場合には、特定生活関連施設(用途に応じて面積要件を設定)のバリアフリーに係る整備項目への適合状況を報告することが義務づけられている。しかし、要件を満たすのは努力義務であるため、令和元年度の届け出は171件であるが、適合証発行は7件(年度をまたぐケースもある)と、費用の関係で要件を満たすことは難しい。
- イ バリアフリー駐車場適正利用促進
目標…令和2年度までに1,000件
現状…令和元年度末847件(令和元年度5件)
既存の施設では既にバリアフリー駐車場を整備しており、新たな施設にバリアフリー駐車場を整備し目標を達成するのは、困難な状況にある。

2. 監査結果（指摘又は意見）

（1）今後の事業の方向性について（意見 47）

金額的重要性は乏しい事業ではあるが、新規届出の審査・検査や、新たな利用者への利用証の作成・交付など、実施しなければならない業務があることから、費用対効果を鑑み、予算の範囲内で必要な事業を継続する必要がある。

（現状及び問題点）

福祉のまちづくり推進事業には、福祉のまちづくり推進とバリアフリー駐車場適正利用促進の2つの柱があるが、それぞれ平成15年及び平成16年、平成21年から実施されており、普及啓蒙事業は一定の役割を果たしたと考えられる。

福祉のまちづくり推進事業では、特定生活関連施設の届出審査・検査業務は、今後も届出がある都度実施しなければならず、また、バリアフリー駐車場適正利用促進業務も、新たな対象者に対する利用証の作成・交付等の事業は実施する必要がある。

このため、金額的重要性は乏しい事業ではあるものの、廃止は出来ない事業である。

（改善策）

令和2年度の当初予算は547千円と削減されており、普及・啓蒙活動がひと段落した現段階では、妥当な予算であると考えられる。今後も削減された予算の範囲内で事業を継続していくことが望ましい。

第24 施設管理

1. 事業の概要

(1) 事業目的

障害者関係の県立施設について、効果的・効率的な運営を図り、同施設を利用する高齢者の健康の向上に資する。

(2) 群馬県高齢者保健福祉計画又はぐんま元気・活躍高齢者プランにおける位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県高齢者保健福祉計画	2 自立支援、介護予防・重度化防止の推進 ・ 県立ふれあいスポーツプラザの運営 ・ 県立ゆうあいピック記念温水プールの運営
ぐんま元気・活躍高齢者プラン	2 社会参加・社会貢献の場が充実した社会 ・ ふれあいスポーツプラザ運営委託 ・ ゆうあいピック記念温水プール運営委託
根拠法令等	群馬県立ふれあいスポーツプラザの設置及び管理に関する条例 群馬県立ゆうあいピック記念温水プールの設置及び管理に関する条例

(3) 所管部課・実施機関

①所管部課：健康福祉部障害政策課

②実施機関：社会福祉法人群馬県福祉事業団

一般社団法人群馬県ビルメンテナンス協同組合

(4) 事業計画

①ふれあいスポーツプラザ運営 当初予算 136,814 千円

②ゆうあいピック記念温水プール運営 当初予算 70,438 千円

(5) 事業内容

ふれあいスポーツプラザ及びゆうあいピック記念温水プールの運営を通じて、高齢者の健康増進に資する。

(6) 国、市町村との関係

【ふれあいスポーツプラザ】

①財源（令和元年度当初予算）

（金額単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
2,417(2%)	4,175(3%)	—	130,222(95%)	136,814(100%)

②その他

特になし

【ゆうあいピック記念温水プール】

①財源（令和元年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
366(1%)	4,994(7%)	—	65,078(92%)	70,438(100%)

②その他

特になし

(7) 予算と決算

【ふれあいスポーツプラザ】

①予算と決算の推移

（単位：千円）

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成 29 年度	130,972	130,750	222	
平成 30 年度	129,574	129,173	401	
令和元年度	136,814	136,704	110	

②令和元年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	令和元年度 決算額	主な内容
需用費	114	電気料支払い
委託料	135,725	指定管理料
備品購入費	865	ラットプルダウン購入
合計	136,704	

【ゆうあいピック記念温水プール】

①予算と決算の推移

(単位：千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成 29 年度	64,711	64,600	111	
平成 30 年度	68,060	68,026	34	
令和元年度	70,438	70,392	46	

②令和元年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
需用費	56	自販機電気料
委託料	70,029	管理運営費
備品購入費	307	エアロバイク購入費
合計	70,392	

(8) 成果指標と達成状況

①成果指標

なし

②達成状況

—

2. 監査結果 (指摘又は意見)

特になし

第 25 後期高齢者医療対策

1. 事業の概要

(1) 事業目的

後期高齢者医療の適正化を図るための施策を実施し、また、後期高齢者医療制度の財政運営において、法で定められた一定の割合を都道府県が負担することにより、高齢者に対する安定した医療の給付を実現する。

(2) 群馬県高齢者保健福祉計画又はぐんま元気・活躍高齢者プランにおける位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県高齢者保健福祉計画	—
ぐんま元気・活躍高齢者プラン	—
根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高齢者医療確保法」という。）

(3) 所管部課・実施機関

①所管部課：健康福祉部国保援護課

②実施機関：—

(4) 事業計画

①県費定率負担金

高齢者医療確保法に基づき、後期高齢者医療給付費の1/12を県負担

②高額医療費県費負担金

レセプト1件当たり80万円超の高額医療費の1/4を県負担

③保険基盤安定制度県費負担金

低所得者等に対する保険料軽減額の3/4を県負担

④財政安定化基金積立

財政の安定を図るため、基金を積み立て（国1/3、県1/3、広域連合1/3）

⑤事務費

レセプト点検指導や後期高齢者医療審査会開催経費など

(5) 事業内容

①県費定率負担金（令和元年度決算額 18,470,934千円）

高齢者医療確保法第96条第1項において、「都道府県は、政令で定めるところにより、前条の規定により当該後期高齢者医療広域連合に対し、負担対象額の12分の1に相当する額を負担する」とされている。

国は、医療給付費（現役並み所得分を除く）の5割を公費で負担するとしており、国12分の4（調整交付金を含む）、県及び市町村が12分の1ずつとしている。県費定率負担金は、群馬県後期高齢者医療広域連合に支払われる。

②高額医療費県費負担金（令和元年度決算額 1,096,243千円）

高齢者医療確保法第96条第2項において、「都道府県は、前項に掲げるもののほか、政令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合に対し、高額医療費負担対象額の4分の1に相当する額を負担する」とされている。これは、当該年度における被保険者に係る療養の給付に要した費用の額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給について療養につき算定した費用の額又は移送費の支給に要した費用の額を基礎として算出した額に一定の負担率を乗じて算出した金額の4分の1を県が負担するものである。

③保険基盤安定制度県費負担金（令和元年度決算額 3,618,465千円）

高齢者医療確保法第99条第3項において、「都道府県は、政令で定めるところにより、前二項の規定による繰入金の4分の3に相当する額を負担する」とされており、低所得者等の保険料軽減分を公費で補填することと定められている。

県では、後期高齢者医療の被保険者の保険料負担の緩和を図るとともに、財政基盤の安定に資することを目的として「群馬県後期高齢者医療保険基盤安定負担金交付要綱」を定めており、各市町村からの申請により交付している。

④財政安定化基金（令和元年度決算額 279,822千円）

高齢者医療確保法第106条第1項において、「都道府県は、後期高齢者医療の財政の安定化に資するため財政安定化基金を設け、次に掲げる事業に必要な費用に充てるものとする」とされている。保険料未納リスク、給付増リスクによる後期高齢者医療広域連合の財政影響等に対応するため、国・県・後期高齢者医療広域連合が3分の1ずつ拠出して、県が設置した財政安定化基金を積み立てると定められている。

⑤その他固有の事業（令和元年度決算額 2,001千円）

レセプト点検指導（市町村に出向き、指導する）や、後期高齢者医療審査会の開催（令和元年度は審査会の案件がなかったため、開催せず）等がある。

(6) 国、市町村との関係

①財源（令和元年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
93,149(0%)	93,534(0%)	—	22,623,312(99%)	22,809,995(100%)

②その他

財政安定化基金積立金では、国・県・後期高齢者医療広域連合が3分の1ずつ負担している（国庫支出金 93,149千円、その他特定財源 93,149千円）。

(7) 予算と決算

①予算と決算の推移

（単位：千円）

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成29年度	22,386,848	22,327,576	59,272	
平成30年度	22,138,934	22,877,370	△738,436	(注)
令和元年度	22,809,995	23,467,466	△657,471	(注)

注：後期高齢者医療については、費用がかかった分を負担割合に応じて支払わなければならないため、予算超過となる場合もある。

②令和元年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	令和元年度 決算額	主な内容
報酬	1,554	医療給付専門指導員報酬
共済費	273	医療給付専門指導員共済費
報償費	175	医療給付専門指導員賞与
負担金補助金及び交付金	23,185,642	県費定率負担 18,470,934 高額医療費負担 1,096,243 保険基盤安定制度県費負担 3,618,465
積立金	279,822	財政安定化基金
合計	23,467,466	

(8) 成果指標と達成状況

①成果指標

事業の99.9%以上は、国が定めた事業であり、県が成果を判断できるものではない。

②達成状況

—

2. 監査結果（指摘又は意見）

特になし

第 26 福祉医療対策（重度心身障害者・母子家庭等医療費補助）

1. 事業の概要

(1) 事業目的

重度心身障害者、母子家庭の母と子及び父子家庭の父と子等の医療費を無料とすることで、経済的な負担を軽減し、健康管理の向上と福祉の増進を図ること。

(2) 群馬県高齢者保健福祉計画又はぐんま元気・活躍高齢者プランにおける位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県高齢者保健福祉計画	—
ぐんま元気・活躍高齢者プラン	—
根拠法令等	群馬県福祉医療費補助金交付要綱

(注) 当事業はもともと高齢者向け事業ではないため、「群馬県高齢者保健福祉計画」と「ぐんま元気・活躍高齢者プラン」では該当なし。

(3) 所管部課・実施機関

①所管部課：健康福祉部国保援護課

②実施機関：各市町村

(4) 事業計画

各事業名称	予算額
①重度心身障害者・母子家庭等医療費補助	4,285,152 千円

(注) うち、重度心身障害者は、3,634,289 千円

(5) 事業内容

各事業	内容
①重度心身障害者・母子家庭等医療費補助	市町村が実施する以下の福祉医療費支給制度に補助（補助率 1 / 2）を行っている。 ・対象者：重度心身障害者、母子・父子家庭等 ・対象経費：保険医療費の一部負担金及び審査支払手数料
②福祉医療制度の在り方検討会	国の医療制度改革等の動向を踏まえ、将来にわたり安定的で持続可能な制度とするため、今後の在り方について検討を行っている。

(6) 国、市町村との関係

①財源（令和元年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
—	1,523,000(42%)	—	2,111,289(58%)	3,634,289(100%)

（注）その他特定財源＝宝くじ

②その他

各市町村が実施する福祉医療費支給制度に県として2分の1を補助している。

(7) 予算と決算

①予算と決算の推移

（単位：千円）

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成29年度	3,571,542	3,503,645	67,897	
平成30年度	3,848,042	3,502,850	345,192	
令和元年度	3,634,289	3,013,564	620,725	

②令和元年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	令和元年度 決算額	主な内容
報償費	288	福祉医療嘱託医への報償費
負担金補助及び交付金	3,013,276	福祉医療費補助（重心）
合計	3,013,564	

(8) 成果指標と達成状況

①成果指標

なし

②達成状況

なし

2. 監査結果（指摘又は意見）

（1）福祉医療制度のあり方の検討及び議論の継続について（意見 48）

重度心身障害者に対する医療費の補助は当該制度の中で唯一高齢者が関係してくるものであり（本制度に年齢制限はなし）現状、65歳以上の高齢者の比率が対象者の約7割を占めている。昨今の医療費の増大を受け、当該制度を持続可能なものとするべく、所得制限の導入を行うべきとの方向性が外部有識者による検討会にて示されている。

検討会では他の都道府県で導入されている所得制限の基準値を参考にすべきと提示されている。

議論された内容が風化しないよう、今後も検討会を定期的に行い、所得制限の基準値を含め方向性をより具体化していくべきである。

（現状及び問題点）

当事業は一義的には高齢者向けの施策ではなく、子ども、重度心身障害者、母子家庭の母と子及び父子家庭の父と子に対する医療費の補助である。

当該制度は本県では昭和48年に創設され現在まで継続されているが、近年の少子高齢化の進展や所得格差の拡大等の社会情勢の変化等を受け、また、医療費の増大を抑制すべく当該制度を将来にわたって安定的で持続可能なものとするべく外部有識者等による検討会が平成29年2月に設置され平成31年3月まで検討及び議論がされている。

本制度の対象は3つあり、①こども（義務教育終了まで）、②重度心身障害者、③母子家庭等のそれぞれの医療費について無償化（対象者の自己負担は原則としてなし）していることである。

重度心身障害者に対する医療費の補助は当該制度の中で唯一高齢者が関係してくるものであり（本制度に年齢制限はなし）現状、65歳以上の高齢者の比率が対象者の約7割を占めている。

検討会では重度心身障害者制度の課題について、「所得」、「年齢」、「対象傷病等」の3つに整理して以下のような検討を行っている。

【所得に関する課題】

- 所得制限がないため、高所得者にも助成している
- 国が進める応能負担の方向性の結果、高所得者に対しより多くの助成をしている

【年齢に関する課題】

- 年齢制限がないため加齢による疾病等にも助成をしている

【対象傷病等に関する課題】

- 障害の原因疾病だけでなく風邪など全ての治療に助成している
- 症状が安定した長期療養者に対しても引き続き助成している

この中で所得に関する課題については、公平性の確保や制度の持続可能性を踏まえ、所得制限の導入を行うべきとの方向性が示されている。検討会では他の都道府県で導入さ

れている所得制限の基準値を参考にすべきと議論されている。

(改善策)

重度心身障害者に対する医療費補助の所得制限制度を導入していないのは、47 都道府県のうち本県を含め6 県と少数派であり、具体的な議論をさらに進める必要がある。

議論された内容が風化しないよう、今後も検討会を定期的を開催し、所得制限の基準値を含め方向性をより具体化していくべきである。

第 27 過疎地域自立促進対策

1. 事業の概要

(1) 事業目的

過疎地域を支える人々の生活と集落機能を守り、過疎地域が誇りに満ちた地域として自立できるよう支援するとともに、全県的課題として過疎地域が果たしている県土保全等の公益的機能を維持する。

(2) 群馬県高齢者保健福祉計画又はぐんま元気・活躍高齢者プランにおける位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県高齢者保健福祉計画	1. 地域包括ケアシステムの深化・推進 ・過疎地域いきいき集落づくり支援事業
ぐんま元気・活躍高齢者プラン	2 社会参加・社会貢献の促進 ・過疎地域いきいき集落づくり支援事業
根拠法令等	過疎地域自立促進特別措置法

(3) 所管部課・実施機関

①所管部課：地域創生部地域創生課

②実施機関：－

(4) 事業計画

①過疎地域いきいき集落づくり支援

過疎地域内の集落を対象に、住民が主体となり実施する集落の維持・活性化に資する事業を総合的に支援。

(5) 事業内容

①過疎地域いきいき集落づくり支援

対象地域：過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域（14 市町村）内の集落

補助対象団体：市町村及び地域団体等

対象事業：集落の維持・活性化に資するソフト事業

補助率：全部過疎 3 / 4、一部過疎 1 / 2

補助上限額：1 事業当たり 100 万円

県の支援：必要に応じて、市町村と共に地域組織の立上げ、取組事例集の作成、話し合いへの参加等の支援を行う。

(6) 国、市町村との関係

①財源（令和元年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
—	—	—	5,000(100%)	5,000(100%)

②その他

市町村も補助対象団体であるため、事業主体が市町村の場合は補助金が交付されるが、令和元年度は該当事例なし。

(7) 予算と決算

①予算と決算の推移

（単位：千円）

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成 29 年度	5,000	3,999	1,001	
平成 30 年度	5,000	4,194	806	
令和元年度	5,000	4,176	824	

②令和元年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	令和元年度 決算額	主な内容
負担金等	4,176	事業への補助金
合計	4,176	

(8) 成果指標と達成状況

①成果指標

支援集落数として8集落を予定。

②達成状況

令和元年度には8集落を支援。

2. 監査結果（指摘又は意見）

特になし

第 28 県民防犯推進

1. 事業の概要

(1) 事業目的

県民、事業者、警察、行政が連携して、県民一人ひとりの自主防犯意識を高める。
地域の自主防犯活動を支援することで、犯罪のない安全で安心なまちづくりを進める。

(2) 群馬県高齢者保健福祉計画又はぐんま元気・活躍高齢者プランにおける位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県高齢者保健福祉計画	—
ぐんま元気・活躍高齢者プラン	高齢者が生活しやすい社会 (3) 安全・安心な生活環境の整備
根拠法令等	群馬県犯罪防止推進条例

(3) 所管部課・実施機関

①所管部課：生活こども部消費生活課

②実施機関：一般社団法人群馬県防犯設備協会(一部)

(4) 事業計画

①地域防犯力向上対策 当初予算 1,282 千円 (うち高齢者施策 264 千円)

②こども・女性の安全確保対策 当初予算 3,029 千円 (うち高齢者施策 0 千円)

③振り込め詐欺等根絶対策 当初予算 15,439 千円 (うち高齢者施策 7,490 千円)

(5) 事業内容

①地域防犯力向上対策

地域防犯力向上のため、特殊詐欺被害防止マニュアルを作成し、それを県内でひとり暮らしをしている高齢者等に配布することで、オレオレ詐欺等の特殊詐欺被害について周知を行っている。

令和元年度はこのマニュアルを 120,000 部作成し配布した。

②子ども・女性の安全確保対策

子どもや女性の危険回避能力を高めるため、防犯ハンドブックの作成や防犯出前講座、地域安全マップづくり活動支援等を実施する。

③振り込め詐欺等根絶対策

オレオレ詐欺等の特殊詐欺を根絶するため、セミナー等の開催やポスター・チラシの配布を行っている。

セミナー等は、サポーター養成講座と体験・実践型研修とがあり、ポスター：A2サイズを4,000枚、チラシ：A5サイズを100,000枚作成し、県内の市町村や警察署、各種事業者や団体に配布している。

(6) 国、市町村との関係

①財源（令和元年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
7,490(97%)	—	—	264(3%)	7,754(100%)

②その他

特になし

(7) 予算と決算

①予算と決算の推移

（単位：千円）

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成29年度	7,750	6,190	1,560	
平成30年度	7,750	5,972	1,778	
令和元年度	7,754	6,469	1,285	

②令和元年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	令和元年度 決算額	主な内容
需用費	242	振り込め詐欺防止マニュアル作成
委託料	6,227	高齢者向け体験・実践型研修ほか
合計	6,469	

(8) 成果指標と達成状況

①成果指標

なし

②達成状況

—

2. 監査結果（指摘又は意見）

特になし

第 29 雇用調整対策

1. 事業の概要

(1) 事業目的

働く意欲のある高齢者が活躍できるよう、高齢者の就業・社会参加を支援する。

(2) 群馬県高齢者保健福祉計画又はぐんま元気・活躍高齢者プランにおける位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県高齢者保健福祉計画	—
ぐんま元気・活躍高齢者プラン	3. 働く意欲や能力を発揮できる社会 ・シニア就業支援センター ・シルバー人材センター事業補助
根拠法令等	雇用対策法、高齢者等の雇用の安定等に関する法律

(3) 所管部課・実施機関

①所管部課：産業経済部労働政策課

②実施機関：シニア就業支援センターの運営は株式会社ワークエントリーに委託している。

(4) 事業計画

①シニア就業支援センターの運営 12,618 千円

中高年齢者の再就職や多様なニーズに対応した相談・情報提供、職業紹介によるワンストップサービスを実施

②シルバー人材センター事業補助 13,220 千円

各シルバー人材センターの事業費、及び連合会の運営費等を補助

(5) 事業内容

①シニア就業支援センターの運営

就業を希望する中高年齢者（概ね 40 歳代後半以上の方）への支援を効果的に実施するため、下記の事業を行う。

ア 中高年齢者の再就職支援のための職業紹介事業

年齢や賃金、職種などのマッチングの問題から、一度離職すると再就職が難しい中高年齢者のために、個々の相談者の状況に応じたきめ細かい相談・職業紹介を実施する。また、中高年齢者等が積み重ねてきた経験や能力を有効活用するためのマッチングを行う。

- (ア) 対象者の希望や適性（経験や能力等）を踏まえたきめ細かい相談事業
- (イ) 対象者と企業との適切なマッチング支援
- (ウ) 県内各企業への訪問による中高年齢者向けの求人情報の収集
- (エ) 収集・登録した求人・求職情報の適切な管理
- (オ) 雇用以外の契約形態も含めた幅広いマッチング支援（必要に応じて職業紹介）

イ 中高年齢者の多様な就業ニーズに対応した相談・情報提供の実施

就農、起業、地域活動など、就職以外の「働き方」も含め、多様化する中高年齢者の就業ニーズに対応した幅広い相談、情報提供を行う。

- (ア) 再就職に関する相談、助言、職業訓練機関及び他の職業紹介機関への誘導
- (イ) 就農、起業、地域活動、シルバー人材センター等の再就職以外の就業に関する相談、助言、各種専門機関への誘導
- (ウ) 就業並びに社会活動等に係る各種支援制度の情報提供

ウ 出張相談の実施

中高年齢者の利便性向上のため、以下のとおり県全域で対応できるよう出張相談（上記ア、イに準じた相談支援）を実施する。

- ・前橋・・・週2回
- ・伊勢崎、太田、富岡、北毛サテライト、東毛サテライト・・・各月1回

エ その他の業務

上記アからウの業務について、その遂行のために必要とされる包括的な業務を行う。

- (ア) 相談者の相談記録票など、活動内容についての記録作成
- (イ) 相談者に対するアンケート調査の実施
- (ウ) 企業訪問並びに職業紹介、相談実績等に関する県への報告
- (エ) ハローワーク情報のオンライン提供の積極的な活用
- (オ) その他事業遂行のために必要と認める業務

なお業務委託先には、委託業務の適正を期するために、「実績報告書」の提出をもとめ、また、労働政策課が証憑突合のために実地調査を年に3回行っている。

②シルバー人材センター事業補助

シルバー人材センターは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」によって位置付けられた団体で、定年退職者その他の高年齢退職者に対し、臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務に係るものの機会を提供することを目的としている。

シルバー人材センター事業については、群馬県長寿社会づくり財団が実施しており、群馬県は当該財団に対して補助金を出している。

具体的には、群馬県シルバー人材センター連合の運営費及び群馬県高年齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター事業分）のために、補助金が出されている。群馬県高年齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター事業分）については、就業開拓の促進、派遣就業開拓の促進、会員拡大の促進の解決に係る経費が補助対象経費となっている。

(6) 国、市町村との関係

①財源（令和元年度当初予算） (単位：千円)

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
6,309(24%)	—	—	19,529(76%)	25,838(100%)

②その他

シニア就業支援センター事業については、地方創生推進交付金を活用して実施。事業負担割合は県と国で50%ずつ。

(7) 予算と決算

①予算と決算の推移 (単位：千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成29年度	27,523	25,700	1,823	
平成30年度	25,844	25,350	494	
令和元年度	25,838	25,459	379	

②令和元年度決算額の主な内訳 (単位：千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
委託料	12,379	シニア就業支援センターの運営
補助金等	13,080	シルバー人材センター事業補助
合計	25,459	

(8) 成果指標と達成状況

①成果指標

ア シニア就業支援センター事業

相談件数：年間2,000件

求職登録者数：年間400人

就職決定数：300件

求人開拓数：過去2年度分の平均求人開拓数を下回らない求人開拓数

平成28年度：1,003件 平成29年度：730件

利用者満足度：80%

イ シルバー人材センター事業補助

現状、成果指標を定めていない。

②達成状況

ア シニア就業支援センター事業

相談件数：年間2,002件

求職登録者数：年間281人

就職決定数：181件

求人開拓数：736件

利用者満足度：97%

2. 監査結果（指摘又は意見）

（1）就職後の定着支援について（意見49）

委託事業の有効性評価の1つの指標として、就職後も最低半年間は、就職後に離職したのか、もしくは継続できているのかといった定着支援のデータを業務委託先から報告させるべきである。

（現状及び問題点）

就職後の定着支援については、業務受託者が就職者からの相談があれば対応している。したがって、就職者が相談にすれば就職後の状況が分かるが、相談に来ない場合は、就職後の状況を把握できない。しかし、これでは相談してこない就職者が、その後に短期で退職したとしても、その理由を知ることができず、就職を実現した者や採用を実現した中小企業等とともに、今後の職場定着に必要な情報を得ることができない。

（改善策）

就職後の定着支援のために、就職者については、就職後最低でも半年はその後の状況を受託者に報告させるべきである。また就職後の定着支援の指標として、就職後半年の離職率を報告させるべきである。

第 30 交通安全対策

1. 事業の概要

(1) 事業目的

県民の交通事故防止のための対策を行い、安全で安心な交通社会を実現する。

(2) 群馬県高齢者保健福祉計画又はぐんま元気・活躍高齢者プランにおける位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県高齢者保健福祉計画	—
ぐんま元気・活躍高齢者プラン	1. 高齢者が活躍しやすい社会 ・高齢者・初心者しあわせドライブ ・高齢者交通安全協力者養成講習会・高齢者反射材着用促進
根拠法令等	交通安全対策基本法

(3) 所管部課・実施機関

①所管部課：県土整備部道路管理課

②実施機関：—

(4) 事業計画

○交通安全特別対策（うち、高齢者等の交通事故防止） 1,031 千円

- ・高齢者・初心者しあわせドライブによる無事故無違反を目指す交通安全コンテストを行う。
- ・高齢者等へ反射材着用促進を図る。

(5) 事業内容

○交通安全特別対策（うち、高齢者等の交通事故防止）

高齢者・初心者しあわせドライブは、群馬県内在住の 65 歳以上のドライバー、または、初心運転者を 1 人以上含む 3 人でチームを組み、実施期間中の無事故・無違反を目指すものである。期間中に無事故・無違反を達成し、報告のあったチームの中から抽選で特別賞（県内温泉宿泊券、特産品詰め合わせ）を支給している。また、期間中に運転免許証を返納した者の中から抽選でクオカードを支給している。

令和元年度の実施状況は、以下のとおりである。

- ・参加チーム・者：1,018 チーム・3,054 人
- ・参加者のうち高齢者と初心運転者：高齢者 1,465 人(48%)、初心運転者 154 人(5%)
- ・対象期間：8 月 1 日～12 月 31 日

- ・無事故・無違反の達成報告のあったチーム：607 チーム
- ・期間中に運転免許証を返納したとの報告があった者：3人

また、高齢者等への反射材着用促進に関しては、高齢者の靴に貼るための反射材を21,000セット用意し、県警察の協力の下、高齢者訪問の際に着用を促している。

(6) 国、市町村との関係

①財源（令和元年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
—	—	—	1,031 (100%)	1,031 (100%)

②その他

特になし

(7) 予算と決算

①予算と決算の推移

（単位：千円）

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成29年度	1,141	983	158	
平成30年度	1,141	937	204	
令和元年度	1,031	828	203	

②令和元年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	令和元年度 決算額	主な内容
役務費	433	無事故無違反証明書発行手数料
需用費	395	靴用反射シート、広報用チラシ・ポスター作成
合計	828	

(8) 成果指標と達成状況

①成果指標

第10次群馬県交通安全計画（平成28年度～令和2年度）において、以下の目標を定めている。

- ア 交通事故による24時間以内の死者数を平成27年実績（68人）より25%以上減少
- イ 交通事故による死傷者数を平成27年実績（19,558人）より25%以上減少
- ウ 交通人身事故発生件数を平成27年実績（15,299人）より25%以上減少

②令和元年度の達成状況

3項目のうち、現時点（令和元年時点）で目標達成しているものはないが、いずれ

も計画策定時に比べて改善している。

ア 61人（基準年対比 89.7%） 改善

イ 14,906人（基準年対比 76.2%） 改善

ウ 1,1831人（基準年対比 77.3%） 改善

2. 監査結果（指摘又は意見）

（1）政策効果の検証について（意見 50）

高齢者・初心者しあわせドライブは、参加者に商品提供というインセンティブを与えて安全運転を促す心理的効果を期待する取組と考えられるが、無事故・無違反の高齢運転者を増やす効果など、政策効果がどの程度あるか検証できない。

このため、高齢運転者のうち、無事故・無違反であった者の割合を把握し、しあわせドライブの参加者と比較してその割合の高低を確かめ、政策効果を検証することが望ましい。

（現状及び問題点）

高齢者・初心者しあわせドライブは、夜間における歩行者の認知を向上させる効果が物理的に期待できる反射材着用促進とは異なり、本事業に参加する者に商品提供というインセンティブを与えて安全運転を促す心理的効果を期待する取組と考えられる。このため、実際にインセンティブ付与により安全運転が促進されたどうかを検証することが重要と考えられる。

この点について、高齢者・初心者しあわせドライブは、約1,000チームが参加し、6割のチームから無事故・無違反の達成報告がなされているが、この結果が、一般の高齢運転者の無事故・無違反の割合と比べて高い割合かどうか検証できない。また、しあわせドライブ実施期間中の高齢運転者による事故・違反の件数とその以外の期間の高齢運転者による事故・違反の件数に差異があるかどうか検証できない。

このため、実際に、本事業が、日常的に運転する高齢者に対して、無事故・無違反の運転者をどの程度増やす効果があるか検証できない。

（改善策）

高齢運転者のうち、本事業の対象期間と同じ5か月間、無事故・無違反であった者の割合を自動車安全運転センターへの照会やアンケート等により、把握し、しあわせドライブの参加者と比較してその割合の高低を確かめ、政策効果を検証することが望ましい。

第 31 住宅産業活性化推進

1. 事業の概要

(1) 事業目的

県民の住まいや住まい方に関する知識向上を図り、安全・安心な住宅取得等を通して、より豊かな住生活の実現を図る。

(2) 群馬県高齢者保健福祉計画又はぐんま元気・活躍高齢者プランにおける位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県高齢者保健福祉計画	1 地域包括ケアシステムの深化・推進 4 多様な福祉・介護サービス基盤の整備 ・福祉との連携による住情報提供
ぐんま元気・活躍高齢者プラン	—
根拠法令等	住生活基本法

(3) 所管部課・実施機関

①所管部課：県土整備部住宅政策課

②実施機関：群馬県住宅供給公社(住宅関連情報提供に関する業務委託)ほか

(4) 事業計画

①住宅関連情報提供

住宅に関する情報を提供する業務や、住宅相談に応じる業務等を群馬県住宅供給公社に委託する。

②負担金

公共住宅等事業者連絡協議会の会費を負担する。

(5) 事業内容

①住宅関連情報提供（群馬県住宅供給公社に業務委託）

ア 住宅相談業務

(ア) 常設住宅相談所の運営・管理

(イ) 臨時住宅相談会の実施（年3回）

(ウ) 専門相談会の開催（法律、建築、不動産他）

イ 住教育推進事業

(ア) 高齢者体験

(イ) 子どもの住教育

(ウ) 防災体験プログラム

- (エ) 大学連携事業
- (オ) 小学校教育実践
- (カ) 住まいの勉強会
- (キ) マンションセミナー

ウ 住宅関連広報事業

- (ア) 県広報、HPによる住宅情報の提供
- (イ) 住宅関連パンフレット等の作成、配布（空き家対策関連含む）
- (ウ) 居住支援（居住支援協議会）及び住みかえ支援に関すること
- (エ) 住宅関連図書の貸し出し、住宅設備機器の体験及び展示
- (オ) 空き家管理業者検索システムの運用

(6) 国、市町村との関係

①財源（令和元年度当初予算）

（単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
8,918(45%)	130(1%)	—	10,770(54%)	19,818(100%)

②その他

住宅関連情報提供に関する業務においては、国が45%負担する。

(7) 予算と決算

①予算と決算の推移

（単位：千円）

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成29年度	19,472	19,472	—	
平成30年度	19,818	19,818	—	
令和元年度	19,818	19,800	18	

②令和元年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	令和元年度 決算額	主な内容
委託料	19,800	住関連情報提供業務委託
合計	19,800	

(8) 成果指標と達成状況

①成果指標

相談件数

②達成状況

令和元年度目標 1,888 件 実績 888 件 達成率 47.0%

2. 監査結果（指摘又は意見）

（1）目標の達成率について（意見 51）

相談件数を目標として掲げているが、令和元年度は目標 1,888 件に対し 888 件と達成率 47.0%であった。実績は項目別に集計していることから、項目別に目標を立て、それぞれに相談しやすい環境を整えることが望ましい。

（現状及び問題点）

住宅関連情報提供に関する業務において、相談目標を 1,888 件としていたが、実際には 888 件であり達成率 47.0%であった。目標の 1,888 件は、平成 22 年度～平成 27 年度の新設住宅着工戸数平均 12,726 件と平成 25 年度のリフォーム数 30,105 件の合計 42,831 件の 5%を相談対象として、令和 2 年度に 2,000 件となるよう、毎年一定の割合で増加するように算定したものである。しかし実際には、平成 27 年度の 1,015 件を下回る 888 件であった。

なお、実績は項目別に集計しているが、目標は上記の通り算定しているため、項目別には算定していない。

令和元年度の相談実績（単位：件）

項目	窓口	電話	専門相談会	無料出張 住宅相談会	合計
①建築	33	246	18	20	317
②登記	1	5	0	16	22
③税金	3	6	0	12	21
④法律	6	70	83	29	188
⑤不動産	28	212	7	15	262
⑥融資	0	19	0	5	24
⑦マンション	3	3	0	4	10
⑧その他	5	35	0	4	44
合計	79	596	108	105	888

（改善策）

令和元年度の相談件数の目標件数 2,000 件に対し実績は 888 件と目標の半数に達していないばかりか、計画算定時の平成 27 年度の実績値 1,075 件よりも減少している。

目標値に大幅に達していないことから、目標を項目別に定め、相談しやすい環境を整

える必要がある。

(2) 専門相談会の開催について (意見 52)

毎年専門相談会を開催しているが、相談件数はそれほど多くないにも関わらず、毎年同じ開催方式としている。費用対効果を考えて、日時の変更や、回数が増減等を検討することが望ましい。

(現状及び問題点)

ぐんま住まいの相談センターでは、専門相談会を開催しており、過去5年間の開催日数及び相談件数は以下のとおりである。予約制で、それぞれ13:00~15:00の2時間実施している。

団体名	開催回数	曜日	主な相談内容
群馬弁護士会	毎年36回	金曜日	請負契約、瑕疵担保責任、賃貸借契約等
群馬県建築士事務所協会	毎年12回	土曜日	業者選定、間取り、瑕疵補修等
群馬県宅地建物取引業協会	毎年5回	土曜日	原状回復費用の妥当性、賃貸借契約解除等

団体名	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	合計	年平均	1回あたり
群馬弁護士会	79	78	80	88	83	408	81.6	2.3
群馬県建築士事務所協会	16	27	14	18	18	93	18.6	1.6
群馬県宅地建物取引業協会	9	9	1	11	7	37	7.4	1.5
合計	104	114	95	117	108	538	107.6	2.0

(改善策)

定期的に相談会を実施しているが、1回あたりの相談件数は2件程度とそれほど多くない。現状、毎年同じ開催方式としていることから、県民にアンケートを実施するなどして、開催日時や回数が増減を検討することが望ましい。特に、弁護士会のみ金曜日の開催となっているが、弁護士への相談件数が最も多いため、より多くの県民が相談しやすい土曜日開催を弁護士会に依頼することも一案と考える。

第 32 社会資本総合整備

1. 事業の概要

(1) 事業目的

- ①高齢者、障害者、子育て世帯等に対応した住宅改善整備を進める。
- ②既存ストックを有効活用し、老朽化に対する防災安全を推進する。

(2) 群馬県高齢者保健福祉計画又はぐんま元気・活躍高齢者プランにおける位置付け、根拠法令等

	体系区分、大項目、事業名、法令名等
群馬県高齢者保健福祉計画	4 多様な福祉・介護サービス基盤の整備 ・住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録
ぐんま元気・活躍高齢者プラン	—
根拠法令等	公営住宅法

(3) 所管部課・実施機関

- ①所管部課：県土整備部住宅政策課
- ②実施機関：—

(4) 事業計画

①既存県営住宅の改善

広瀬第二県営住宅（前橋市）、中尾県営住宅（高崎市）、中居県営住宅（高崎市）ほか

②移転費補助（県営住宅の工事のために移転する費用）

(5) 事業内容

①既存県営住宅の改善

公営住宅・改良住宅の既存ストックについて、大規模な改修と併せて、地域の住民が利用可能な高齢者福祉施設等の生活支援施設の導入を図る取り組みや、左記と併せて、IoT等の先進的な技術を活用した高齢者の見守り等のサービスと連携し、効果検証等を行う取り組みに対して、国から2分の1の補助がある。この補助金を活用して、県営住宅の改築を実施している。

令和元年度は、主に、広瀬第二県営住宅、中尾県営住宅、中居県営住宅等の改築を実施した。但し、老朽化した県営住宅を順次、一般の市民でも住みやすいよう改修しており、特に高齢者専用住宅として改修を実施してはいないため、高齢者のみの数字をとらえるのは困難である。

②移転費補助（県営住宅の工事のために移転する費用）

令和元年度では、広瀬第二県営住宅及び中尾県営住宅において、移転費用が発生した。県営住宅を改築するにあたり、現在の住民を一時他の場所に転居してもらうための費用である。（改築した住宅は、従来の住民が優先して居住することが出来る。）

● 移転対象世帯 （単位：世帯数）

団地	戸数	うち、高齢者
広瀬第二	23	19
中尾	19	10
計	42	29

● 期間

広瀬第二 ア 令和元年8月5日～令和元年8月30日
 イ 令和元年9月30日～令和元年10月31日
 中尾 令和元年6月14日～令和元年6月30日

● 移転料 （単位：千円）

団地	戸数	うち、高齢者
広瀬第二	4,048	3,344
中尾	3,344	1,760
計	7,392	5,104

（注）一世帯一律176千円

（6）国、市町村との関係

①財源（令和元年度当初予算） （単位：千円）

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源	合計
318,581(38%)	—	513,000(61%)	3,052(1%)	834,633(100%)

②その他

特になし

(7) 予算と決算

①予算と決算の推移

(単位：千円)

	当初予算額	決算額	差額	備考
平成 29 年度	1,185,790	1,235,718	△49,928	決算額は、繰越分 344,517 千円を含む
平成 30 年度	1,035,307	1,269,320	△234,013	決算額は、繰越分 294,524 千円を含む
令和元年度	834,633	1,102,115	△267,482	決算額は、繰越分 476,587 千円を含む

②令和元年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	令和元年度 決算額	主な内容
役務費	422	県営住宅住戸改善工事に係る検査 手数料等
委託料	37,598	県営住宅住戸改善工事等
工事請負費	1,054,591	県営住宅住戸改善工事等
負担金補助及び交付 金	2,112	県営住宅住戸改善工事に係る水道 加入金等
補償・補填及び賠償 金	7,392	県営住宅住戸改善工事に係る移転 費
合計	1,102,115	

(8) 成果指標と達成状況

①成果指標

なし

②達成状況

—

2. 監査結果（指摘又は意見）

特になし